京都府「京の飲食」安全対策向上事業について

令和3年4月26日 新型コロナウイルス感染症対策本部 京都府商工労働観光部 産業労働総務課 TEL:075-414-4819

京都府では、飲食時における新型コロナウイルス感染リスク低減に向けた安全対策の向上を図るため、全国で初めてとなる飲食店等のCO2濃度等のモニタリングを実施します。

つきましては、モニタリングにご協力いただける事業者の皆様を公募し、以下のとおり「京の飲食」安全 対策向上事業を実施することとしておりますのでお知らせします。

1 事業概要

(1) 「CO2濃度モニタリング協力店」の公募登録

- ・感染リスク要因の一つである「換気の悪い密閉空間」とならないよう、施設(店舗)内のCO2濃度を測定し、適切に換気等の措置を行い、京都府が実施するCO2センサーによる継続的な測定・データ提供(CO2濃度モニタリング事業)に御協力いただける飲食店等を公募
- ・申請のあった飲食店等を「CO2濃度モニタリング協力店」として登録し、ホームページに掲載するとともに、店舗貼付用のステッカーを交付

(2) CO 2 濃度データ提供協力金及び機器整備補助金

・「CO2濃度モニタリング協力店」に対し、CO2濃度モニタリング事業への協力金を支給すると ともに、CO2センサーや換気対策・飛沫感染防止対策に係る機器等の整備に係る費用を補助

【「京の飲食」安全対策向上事業の概要】

CO2 濃度 モニタ リング 協力店 登録 事業	対象者		京都府内において対象施設(※別紙参照	()を運営する企業・団体及び個人事業主	
	対象施設		飲食店・喫茶店		
			遊興施設等(食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設)		
	概要		CO2センサーによる継続的な測定・データ提供(CO2濃度モニタリング事業)に御協力いただける飲食店等を公募し、「CO2濃度モニタリング協力店」として登録		
CO2 濃度 モニタ リング 事業	対象者		「CO2濃度モニタリング協力店」の登録事業者		
			Aコース	Bコース	
	CO2 濃度 データ 提供 協力金	概要	CO2センサーの測定結果を手動で 記録し、定期的に報告(データは手動 送信)	通信機能付きCO2センサーがデータを常時測定・送信(データは自動送信)	
		対象期間	令和3年 7月 1日 (木) ~ 令和3年10月15日 (金) <うち3ヶ月>	令和3年 7月 1日 (木) ~ 令和4年 2月28日 (月) <8ヶ月>	
		協力 金額	3万円	5万円	
	機器整備補助金	対象	CO2センサー、換気機器(換気扇、換気機能付きエアコン等)、ウイルス除去機能付き空気清浄機、飛沫防止装置(アクリル板、透明ビニールカーテン等)等		
		補助率	3/4以内		
		上限額	20万円	3 0 万円	

(裏面あり)



2 申請期間及び申請方法

【申請期間】

<モニタリング協力店登録>

令和3年5月7日(金) \sim 令和3年 6月 4日(金) $_{\rm **3H}$ 消滅 まで <機器整備補助金 >

令和3年5月7日 (金) \sim 令和3年 6月 4日 (金) ※当日消1所効 まで < CO 2 濃度データ提供協力金>

令和3年10月1日(金) ~令和3年12月15日(水) ※当日消1項効 まで

【申請方法】WEB申請及び郵送申請

※詳細については京都府ホームページに今後掲載いたします。

(「京の飲食」安全対策向上事業の参加事業者募集について

http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/co2sensor.html

3 お問合せ先

「京の飲食」安全対策向上事業コールセンター(「京の飲食」安全対策向上事業事務局) 電話番号 075-256-8143 (月〜土曜 9:00〜17:00 日曜・祝日は休み) メールアドレス kyotoanzen@bsec.jp

(別紙)対象施設一覧

コード	対象施設	カテゴリー	
1101	飲食店	AL & ct. 1011 111 11	
1102	喫茶店(カラオケ喫茶含む)	飲食店、喫茶店 ※食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店 ※宅配・テイクアウトサービスは除く	
1103	その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設		
1201	キャバレー		
1202	ナイトクラブ		
1203	ダンスホール		
1204	スナック		
1205	バー		
1206	ダーツバー		
1207	パブ	遊興施設 のうち、食品衛生法における飲食店営業の許	
1208	サロン	可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店	
1209	ホストクラブ		
1210	ディスコ		
1211	出会い系喫茶		
1212	カラオケボックス		
1213	ライブハウス		
1214	お茶屋(お座敷)		

※<u>下記の施設のうち、食品衛生法に基づく**飲食店営業又は喫茶店営業**の許可を受け、飲食店、</u> <u>喫茶店その他設備を設けて飲食をさせる営業が行われる施設</u>

コード	対象施設	具体的な施設種類	
1301	劇場等	劇場、観覧場、プラネタリウム、映画館、演芸場	
1302	集会場又は公会堂	集会場、公会堂、貸会議室、文化会館	
1303	展示場	展示場、多目的ホール	
1304	ホテル又は旅館	ホテル 旅館	
1305	運動·遊技施設	体育館、屋内・屋外水泳場、ボウリング場、スケート場、スポーツジム、ホットヨガ・ヨガスタジオ、ゴルフ場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、陸上競技場、野球場、テニス場、弓道場、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、ビリヤード場、射的場、囲碁・将棋所、テーマパーク、遊園地	
1306	博物館、美術館又は図書館	博物館、美術館、図書館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園	
1307	1,000㎡を超える広さの物品販売業を営む店舗		
1308	1,000㎡を超える広さのサービス業を営む店舗		